

監査報告書のひな型について

社団法人 日本監査役協会
平成 6 年 4 月 6 日 制定
平成 6 年 10 月 31 日 改正
平成 14 年 6 月 13 日 改正
平成 16 年 9 月 28 日 改正

- 1 この監査報告書のひな型は、監査役（大会社においては監査役会）が監査報告書を作成する際の参考に供する目的で、その様式、用語等を示すものである。平成 16 年 2 月 12 日に当協会が公表した「監査役監査基準」の考え方を積極的に取り込んだ監査を実施し、かつ、それを監査報告書に反映する場合の記載方法については、「注記」に記載事例として数多く取り入れている。ひな型の本文については、ひな型としての一般汎用的性格を維持し変えていないが、各社において監査役監査基準に準拠した監査を実行している場合には、前向きに注記を参考にされたい。

本来、監査報告書は、各社がその監査の実状に基づいて作成するものであるので、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下、「商法特例法」という。）及び商法施行規則等に従い、注記内容を参考にして、それぞれが創意工夫のうえ作成されることが強く期待される。

- 2 「監査役監査の方法の概要」については、監査の信頼性を正確に判断できるように配慮しながら、監査役が実際に行った監査の方法について明瞭かつ簡潔に記載しなければならない。このひな型では、通常実施されていると思われる方法を示している（小会社を除く）。ただし、「監査役監査の方法の概要」は、各会社の組織、内部統制システム等の構築・運用状況、各監査役の業務分担の違い等により多様なものとなることが予想される。そこで、本ひな型では、多様な記載が予想される該当箇所について注記を付し、適宜解説を加えている。各社においては、本ひな型の注記等も参考として監査報告書を作成されたい。

監査報告書は監査役の善管注意義務の履行を前提として作成されるものであることはいうまでもない。監査役は、当該義務を果たしたことを裏付けるために、監査の基準を明確にし、監査の記録・監査役会の議事録等を整備しておかなければならない。

- 3 「監査の結果」の項に関して指摘すべき事項がある場合には、その旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載する必要がある（小会社を除く）。

- 4 商法第 281 条ノ 3 第 2 項第 12 号(連結計算書類に係る監査報告書については商法施行規則第 183 条第 3 項第 4 号)にいう必要な調査ができなかった場合には、その旨及びその理由を該当する項に記載する(小会社を除く)。
- 5 大会社において、監査役会と異なる意見がある場合には、「監査の結果」の次の項に当該監査役の氏名を記載し、異なる意見とその理由を明瞭かつ簡潔に記載する。
- 6 大会社の監査報告書には、取締役(連結計算書類に係る監査報告書については子法人等の取締役も含む)から後発事象として報告があったときは、その事実を記載しなければならない。ただし、会計監査人の監査報告書に記載があるものについては、この限りではない。
- 7 監査報告書は、電磁的記録により作成することもできる。この場合、各監査役の署名押印は電子署名による。なお、大会社の監査報告書には、常勤の監査役は、その旨を当該電磁的記録に記録する。

大会社（商法特例法第2章の適用を受ける会社）の場合

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長 殿

監査役会^(注1)

監査報告書の提出について

当監査役会は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第14条第2項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上^(注2)、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要^(注3)

各監査役は、監査役会が定めた^(注4)監査の方針^(注5)、業務の分担^(注6)等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等^(注7)からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況^(注8)を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました^(注9)。また、会計監査人から報告及び説明を受け^(注10)、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました^(注11)。

2. 監査の結果^(注12)

(1) 会計監査人 (監査法人の名称又は公認会計士の事務所名もしくは氏名)の

監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません^(注13)。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

3. 監査役 の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

平成 年 月 日

株式会社 監査役会

常勤監査役^(注14) 印

常勤監査役 印

監査役 印

監査役 印

（自 署^(注15)）

（注） 監査役 及び監査役 は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります^(注16)。

（注 1） 送り状の監査役会の印の取扱い及び監査役名の表示については、各社の内規による。

（注 2） 「協議の上」の箇所については、「審議の結果、監査役全員の一致した意見として」など、適宜な表現とすることも考えられる。

（注 3） 「1. 監査役の監査の方法の概要」においては、実際に行った監査の方法を記載する。当期における特別の監査事項がある場合、例えば、監査上の重要課題として設定し重点をおいて実施した監査項目（重点監査項目）がある場合には、「…業務

の分担等に従い、 を重点監査項目として設定し、取締役会その他重要会議に出席するほか、・・・」などと記載することが望ましい。

(注4) 監査役会において監査役監査基準を定めている場合には、「各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、・・・」などと記載することが望ましい。

(注5) 「監査の方針」の箇所については、当該監査対象期間における監査方針に従った旨を明確に表す場合には、「当期の監査方針」と記載することが考えられる。

(注6) 各監査役の業務の分担を含めた監査計画を策定している場合には、監査上の重要性を勘案し、「業務の分担」に代えて、「監査計画」と記載することが考えられる。

(注7) 内部監査部門等からの監査結果等を活用して監査を実施した旨言及する場合には、「・・・取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、・・・」などと記載することが考えられる。

なお、「内部監査部門等」の箇所については、「内部監査部門その他内部統制所管部門」など、各社の実状に合わせた適宜な部門名等を記載されたい。

(注8) 内部統制システムの監査について言及する場合には、「・・・業務及び財産の状況(法令等遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む)を調査し、・・・」などと記載することが考えられる。

なお、「内部統制システム」の箇所については、「内部統制にかかる体制全般」など、適宜な用語を各社の事情により検討されたい。

(注9) 商法第274条ノ3第1項に定める子会社調査権を行使した旨を明確に示す場合には、一例として、「・・・必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。」などと記載することが考えられる。

なお、子会社調査権を行使した場合には、当該調査の「結果」の記載を要する。この場合、当該調査の結果記載である旨を明確に表すため、一例として、「2. 監査の結果」の(6)(後掲注13の内部統制システムの監査結果について言及する場合には(7))として「子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。」などと記載することが考えられる。

子会社調査の方法と結果については、各社の実状に応じて記載を検討されたい。

(注10) 会計監査人の独立性の監視について言及する場合には、「また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。」などと記載することが考えられる。

(注11) 商法施行規則第133条第1項(競業取引等)に掲げる事項については、指摘すべき事項がある場合には、監査の方法の概要及び監査の結果について各号ごとに具体的に記載しなければならない。

また、指摘すべき事項がない場合には、「2. 監査の結果」の(5)のなお書き以下を「取締役の競業取引等、商法施行規則第133条第1項に掲げる事項につい

ても取締役の義務違反は認められません。」と記載することもできる。

(注 12) 継続企業的前提に係る事象又は状況、重大な事故又は損害、重大な係争事件など、会社の状況に関する重要な事実がある場合には、営業報告書などの記載を確認のうえ、監査報告書に記載すべきかを検討し、必要あると認めた場合には記載するものとする。

(注 13) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載する。

なお、内部統制システムの監査結果について言及する場合には、「2. 監査の結果」の(6)として「内部統制システムに関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。」などと記載することが考えられる。

(注 14) 常勤の監査役の表示は、「監査役(常勤) _____」とすることもできる。

(注 15) 各監査役は、自署した上で押印することが必要である。

(注 16) いわゆる社外監査役の表示は、署名欄の後に、商法特例法第 18 条第 1 項に定める社外監査役である旨を表示する。

<その他>

期中に監査役が欠けた場合等は、監査報告書にその事実を具体的に注記する。

連結計算書類作成会社(商法施行規則第 2 条第 1 項第 17 号の適用を受ける会社)の場合

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長 殿

監査役会^(注1)

連結計算書類に係る監査報告書の提出について

当監査役会は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 19 条の 2 第 3 項及び商法施行規則第 183 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上^(注2)、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要^(注3)

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針^(注4)、業務の分担^(注5)等に従い、連結計算書類について取締役等^(注6)及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました^(注7)。

2. 監査の結果^(注8)

会計監査人 (監査法人の名称又は公認会計士の事務所名もしくは氏名) の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査役 の意見（異なる監査意見がある場合）

4. 後発事象（重要な後発事象がある場合）

平成 年 月 日

株式会社 監査役会

常勤監査役^(注9) 印^(注10)

常勤監査役 印

監査役 印

監査役 印

(注) 監査役 及び監査役 は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第 18 条第 1 項に定める社外監査役であります^(注11)。

(注 1) 送り状の監査役会の印の取扱い及び監査役名の表示については、各社の内規による。

(注 2) 「協議の上」の箇所については、「審議の結果、監査役全員の一致した意見として」など、適宜な表現とすることも考えられる。

(注 3) 「1. 監査役の監査の方法の概要」においては、実際に行った監査の方法を記載する。当期における特別の監査事項がある場合には、とくにその監査の方法を記載

すべきである。

(注4) 「監査の方針」の箇所については、当該監査対象期間における監査方針に従った旨を明確に表す場合には、「当期の監査方針」と記載することが考えられる。

(注5) 各監査役の業務の分担を含めた監査計画を策定している場合には、監査上の重要性を勘案し、「業務の分担」に代えて、「監査計画」と記載することが考えられる。

(注6) 内部監査部門等からの監査結果等を活用して監査を実施した旨言及する場合には、「…取締役、内部監査部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、…」などと記載することが考えられる。

なお、「内部監査部門等」の箇所については、「内部監査部門その他内部統制所管部門」など、各社の実状に合わせた適宜な部門名等を記載されたい。

(注7) 商法第274条ノ3第1項及び商法特例法第19条の3第1項に定める子会社及び連結子会社調査権の行使がなかった場合の一例を示したものである。この場合、当該調査の「結果」の記載は要しない。

なお、子会社及び連結子会社調査権を行使した場合には、「1. 監査役の監査の方法の概要」は、一例として、「各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、また、必要に応じて子会社及び連結子会社に対し会計に関する報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。」などと記載することが考えられる。この場合、当該調査の「結果」の記載を要する。一例として、「2. 監査の結果」の(2)として「子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。」などと記載することが考えられる。

子会社及び連結子会社調査の方法と結果については、各社の実状に応じて記載を検討されたい。

(注8) 継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は損害、重大な係争事件など、会社の状況に関する重要な事実がある場合には、営業報告書などの記載を確認のうえ、監査報告書に記載すべきかを検討し、必要であると認めた場合には記載するものとする。

(注9) 常勤の監査役の表示は、「監査役(常勤) _____ 」とすることもできる。

(注10) 連結計算書類に係る監査報告書には署名押印又は電子署名は要求されていない。ただ、少なくとも記名捺印を行うべきであろう。

(注11) いわゆる社外監査役の表示は、署名欄の後に、商法特例法第18条第1項に定める社外監査役である旨を表示する。

<その他>

上記以外の事項については、必要に応じて大会社の監査報告書()における注記も参考としながら、各社の実状に応じて記載を検討されたい。

中会社（商法特例法の適用を受けない会社）の場合

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長 殿

常勤監査役 印

常勤監査役 印

監査役 印

監査報告書の提出について

私たち監査役は、商法第 281 条ノ 3 第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

以 上

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要^(注1)

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました^(注2)。また、会計帳簿等の調査を行い^(注3)、計算書類及び附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果^(注4)

(1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。

(2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 貸借対照表（又は損益計算書）脚注××に記載のとおり、当営業年度に に関

する会計方針を××から に変更しておりますが、この変更は………の理由により相当なものとして認めます^(注5)。

- (4) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に適合し、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (6) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は、認められません。
- (7) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません^(注6)。

平成 年 月 日

株式会社

常勤監査役^(注7)

印

常勤監査役

印

監査役

印

(自 署^(注8))

(注1) 「1. 監査の方法の概要」においては、実際に行った監査の方法を記載する。また、当期における特別の監査事項がある場合には、とくにその監査の方法を記載すべきである。

(注2) 商法第274条ノ3第1項に定める子会社調査権を行使した旨を明確に示す場合には、一例として、「…必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。」などと記載することが考えられる。

なお、子会社調査権を行使した場合には、当該調査の「結果」の記載を要する。この場合、当該調査の結果記載である旨を明確に表すため、一例として、「2. 監査の結果」の(8)として「子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。」などと記載することが考えられる。

子会社調査の方法と結果については、各社の実状に応じて記載を検討されたい。

(注3) 会計監査人制度の適用がないので、監査役がみずから会計監査を行うことになるが、会計帳簿等の調査も行っている旨を記載している。

(注4) 継続企業の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は損害、重大な係争事件など、会社の状況に関する重要な事実がある場合には、営業報告書などの記載を確認のうえ、監査報告書に記載すべきかを検討し、必要であると認めた場合には記載するものとする。

(注5) 「2. 監査の結果」(3)の理由の記載については、会計方針を変更した場合の附属明細書における変更理由を参照のこと。

(注6) 「2. 監査の結果」の(7)は商法第281条ノ3第2項第10号に関する監査結果を述べるものであるが、これには取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関する監査意見が含まれている。

(注7) 常勤の監査役及び複数制は義務づけられていないが、望ましい姿として、複数の常勤監査役体制を示している。

なお、常勤の監査役の表示は、「監査役(常勤) _____」とすることもできる。

(注8) 署名はとくに自署である必要はないが、監査の信頼性確保のためにも、望ましい姿として自署することを示している。

<その他>

上記以外の事項については、必要に応じて大会社の監査報告書()における注記も参考としながら、各社の実状に応じて記載を検討されたい。

小会社(商法特例法第3章の適用を受ける会社)の場合

		平成 年 月 日
株式会社		
代表取締役社長	殿	
		監査役 印
		監査役 印
監査報告書の提出について		
私たち監査役は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第23条第4項の規定に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。		
以上		

監 査 報 告 書

私たち監査役は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの第 期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分に関する議案及び附属明細書を監査いたしました結果、適法かつ正確であることを認めます。

平成 年 月 日

株式会社

監 査 役^(注1)

印

監 査 役

印

(自 署^(注2))

(注1) 複数制は義務づけられていないが、望ましい姿として複数体制を示している。

(注2) 署名はとくに自署である必要はないが、監査の信頼性確保のためにも、望ましい姿として自署することを示している。

以上